

○立川市シティプロモーションサイト市民ライター設置要綱

令和8年5月20日要綱第98号

立川市シティプロモーションサイト市民ライター設置要綱

(設置)

第1条 立川市民及び立川市（以下「市」という。）に関わる人々が主体となり、市の魅力を発信することにより、立川市民の市に対する愛着及び誇りを醸成するとともに、市内外における市の認知度及びイメージの向上を図るため、立川市シティプロモーションサイト市民ライター（以下「市民ライター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民ライターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 市ゆかりの人物、市内で活動する団体、特産品、イベント等を取材し、これによって作成した公正かつ中立的な記事又は撮影した写真若しくは動画（以下これらを「記事等」という。）を市に提供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の魅力発信に資すると立川市長（以下「市長」という。）が認めた活動

2 市民ライターの活動に当たっては、必要に応じて事前に市と連絡調整を図るものとする。

(登録要件)

第3条 市民ライターに登録することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者のうちから選考により決定するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している者であって、20歳以上の者であること。
- (2) 記事等の作成について、一定の経験又は技術を有する者
- (3) 市の魅力を発信する意欲を持ち、市の魅力発信に係る企画に積極的に参加する意思を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民ライターに登録することができない。

- (1) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例14号）第2条第2号に定める暴力団員又は同条第3号に定める暴力団関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者

- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (5) 市の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれのある者
- (6) 政治活動又は宗教活動を主な目的とする者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（活動期間）

第4条 前条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）の活動期間は、当該登録を受けた日の属する年度の3月31日までとする。ただし、必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

（禁止事項）

第5条 登録者は、市民ライターの活動を通じて、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為及び当該行為を助長する行為
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷する行為
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とする行為
- (4) 市又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権等を侵害する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする行為
- (6) 人種、思想、信条等を差別する行為及び差別を助長する行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 虚偽、うわさその他の事実と異なる内容を流布する行為及びそれを助長する行為
- (9) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する行為
- (10) わいせつな表現等を含む不適切な行為
- (11) 市の信用又は品位を傷つける行為
- (12) 市民ライターの活動により知り得た秘密を他に漏らす行為（その職を退いた後においても同様とする。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた行為

（登録の取消し）

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録を解除する旨の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

(費用)

第7条 登録者が行う市民ライターの活動に係る経費は、当該登録者の自己負担とする。

(謝礼)

第8条 市民ライターには、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(記事等の編集)

第9条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、第11条の規定による掲載を行うに当たり、文言等について編集を行うときは、当該市民ライターの同意を得るものとする。

(著作権)

第10条 記事等の著作権については、第三者が著作権を有する部分を除き、市に帰属するものとする。

(記事等の掲載)

第11条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等のうちから適当と認めるものを、市のホームページ、広報その他の市の広報媒体に掲載するものとする。

2 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報又はそのおそれのある情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反する情報
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷する情報
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報
- (4) 市又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権等を侵害する情報
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする情報
- (6) 人種、思想、信条等を差別する情報及び差別を助長する情報
- (7) 公序良俗に反する情報

- (8) 虚偽、うわさその他の事実と異なる内容を流布する情報及びそれを助長する情報
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する情報
- (10) 市の信用又は品位を傷つける情報
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた情報
(個人情報の保護)

第12条 市長は、市民ライター制度の運用によって得た個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切に管理し、目的以外の利用は行わないものとする。

(免責事項)

第13条 市は、市民ライターの活動により生じた不利益、損害、事故等に対し、その一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第14条 市民ライターに関する庶務は、市長公室広報プロモーション課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、市民ライターに関し必要な事項は、市長公室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。